

平成29年 第6回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年6月13日

会 場 伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年6月13日(火) 午後1時30分

2 開催場所 伊南会館

3 出席委員数 28人

会長 30番 五十嵐伸人
会長職務代理者 29番 室井 文一
委員

2番	平野 恒二	3番	赤井 美洋	4番	星 和孝
5番	渡部 和幸	6番	浅沼 誠治	7番	五十嵐喜一
8番	小椋貴一郎	9番	渡部 昭雄	10番	齋藤 融
11番	目黒久一郎	12番	星 利一	13番	平野 信行
14番	山内 敬	15番	馬場 久男	16番	湯田 義三
17番	湯田 孝義	20番	五十嵐久長	21番	大竹 実
22番	湯田 重行	25番	月田 宏	26番	星 又エ門
27番	星 久光	28番	渡部 一男		

4 欠席委員数 5人

1番 小山 裕司 18番 猪俣 忠久 19番 塩生 隆晴
23番 星 清次 24番 小野 孝

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 現況確認証明申請について
- 第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長 渡部 守一
主査 廣野 由美

7 会議の概要

審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行い、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。

【日程第1】

日程第1 「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、1番 小山 裕司委員、18番 猪俣 忠久委員、19番 塩生 隆晴委員 23番 星 清次委員、24番 小野 孝委員の5名であります。

本日の出席委員数は25名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

議長 【日程第2】

日程第2 「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、20番 五十嵐久長委員、21番 大竹 実委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議長 【日程第3】

日程第3 「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局から報告してください。

事務局
(局長)
議長

※ (会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)

只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

【日程第4】

議長 日程第4 「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1について、地区担当調査員の3番 赤井美洋委員から調査結果の説明をお願いします。

3番

3番赤井です。調査結果を報告します。

議長 6月7日に本人と話をして来ました。

貸付人、○○○○○○○○○○です。借受人は、○○○○○○○○○○○○。許可を受けようとする土地は、○○○○○○○○○でございます。申請事由ですが、町上水道敷設工事に伴い近くに工事資材及び残土の仮置き場が必要となったため、いろいろ探した結果、畠の一部を借り受けることになりました。

資料1を見ていただきますと、場所は国道から1本裏の農道になります。工事個所は約500m離れた山の中になります。2ページ目ですが、畠に鉄板を敷いて資材を置くということでした。問題ないかと思います。

議長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5 「議案第2号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

番号1について、地区担当調査員の5番 渡部和幸委員から調査結果の説明をお願いします。

5番 渡部です。現況確認証明の報告をいたします。
申請人は、○○○○○○○。証明を受けようとする土地、○○○○○○○○○○。現況は原野になります。平成8年頃より周辺が山林であり耕作条件が悪く耕作していなかったため、原野となり復元しても継続して利用することが不可能な状態となっているという理由でございます。6月8日に現地を本人と見てまいりました。周りに50年生以上の杉の大木が茂っていてほとんど日が当たらない日陰地となっていました。資料2の最後にある写真を見ていただくと、電柱が建っている平らな場所ではありますがあちらの木などが少し茂っている状況でした。本人も体調が悪くて一人暮らしのためもう農地として利用できないということでした。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

	ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	※（質問なしの場合） 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	※（「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。以上で議案第2号の審議を終了いたします。
議長	日程第6 「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局 (廣野)	廣野です。議案第3号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。 議案書の7ページをご覧ください。こちらは、6月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が5筆・4,249m ² 、畑は3筆・6,048m ² 。計8筆、10,297m ² です。新規は、田が33筆・32,227m ² です。畑は2筆・1,803m ² 。計35筆、34,030m ² です。再設定と新規合わせて田が38筆・36,476m ² 、畑が5筆・7,851m ² に計43筆、44,327m ² です。8ページから11ページまでは、利用権設定の一覧表になっています。まず、番号1番、番号17番から36番までの20筆につきましては、こちら耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金事業の実施に伴います利用権設定となっておりますので、使用貸借権となっております。 続きまして9ページ、番号38と39の2筆につきましては、農地利用集積円滑化事業に伴います利用権設定となっております。続いて40番から43番まではの4筆につきましては、農地中間管理事業による利用権設定となっております。農地の貸付けを行うものが1名、福島県農業振興公社が借受人となりまして、農地中間管理権を取得するものです。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	（「ありません。」の声あり。）

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし。」の声あり。)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議長 日程第7 「議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (廣野) 私の方から、議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を説明させていただきます。12ページと13ページに田島地域の配分計画案の一覧表を載せてあります。12ページにつきましては、先程議案第3号で説明しましたが、○○○○さんから農業振興公社に利用権設定した4筆について、今度は○○○○さんに配分する計画案になっています。
又、13ページにつきましては、こちらすべて農用地利用配分計画のみとなっております。こちら集団的な土地利用を図るために、今回の配分計画案となっております。事務局では、今回の配分計画案は問題ないと考えておりますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、举手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり。)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 ※ (「異議なし」の声あり。)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。
次に、協議事項に入ります。
事務局から説明してください。

※ (新農業委員制度に基づく南会津町農業委員会のあり方についての協

	議第3回の資料の説明をする。)
事務局 (局長)	今回の協議で農業委員会としての最終案とさせていただきたい。 農業委員については、前回9人、15人で議論をいただいた。県内各農業委員会で条例改正が行われており、今回は、中通り地方の町の情報も掲載している。最終的には「他町村との比較」の要素が大きくなると感じており、検討した結果、農業委員を11人ということで最終提案とさせて頂いた。最適化推進委員は前回までと同じ19地区19人としている。報酬額は、農業委員と推進委員同額で年額192千円としている。皆さんのご意見を伺いたい。
議長	説明が終わりました。最終案ということでございますが、事務局提案に対して皆さんからのご意見を伺いたいと思います。
26番	(星又工門) 今度選出される農業委員というのは、担当地区というのではなくんですね。会議やるだけですね。
事務局 (局長)	基本的には、そういうことになります。例えば、現況確認申請や5条申請の現地調査は、推進委員の担当となります。ただ、農地パトロールについては全員でやるということになろうかと思っています。 案件があった場合は推進委員の方が調査をして、総会に出席し報告、農業委員の質問に答えるという形になろうかと思います。
17番	(湯田孝義) 推進委員19人はこれ、いいと思います。しかし農業委員11人は、土地勘があって、各ブロックの中から地域に根差した人がいて、農地の状況が分かっていたり、家族の状況が分かっている人がいて、推進委員のアドバイザー的なかたになれるなんならいいんだけど、この狭い南会津で推進委員は現地にいて、農業委員は総会だけで、あと農地パトロールだなんて、あんまりにもJAの合併みたいに現場どんどん遠くなっちゃって、ほんとにもう少し開かれたというか地域に根差した活動ができる農業委員体制にしなければ、現場から遠くなっちゃって学者諮問機関みたいな農業委員会になっちゃうんじゃないかなという懸念があります。皆さんからのご意見もあろうかと思います。私はそう思います。
議長	これまでと同じような考え方で、今まで農業委員でやっていた現場確認を最適化推進委員がやって、その報告を農業委員が聞いて最終的に判断するという形だということです。
27番	(星久光) 農業委員の定数ですが、農業者以外の人、その他の人って

	いうのがあって、よく分かんないんですが、全員が認定農業者だったらなおいいんじゃないですか。
事務局 (局長)	認定農業者が半数以上としておりますので、10人でも大丈夫だということになります。農業者以外の方を1人以上いれるという国の方針です。これは、農業者以外の視点で意見を述べる人を入れるということです。その他というのは、認定農業者でも農業者以外でもない方という意味で記載しています。これらの数字は、11人の農業委員体制になった場合は、中身はこうなりますよという意味であって、今日ここで決めるという内容ではございません。
27番	農地法も分からぬ連中が農業委員なんてありえない。 応募者が学識経験者でなかつたらどうすんの? 国の干渉以外の何物でもないよ。
事務局 (局長)	学識経験者という表現ではなく、農業者以外の職業の方ということになります。いずれにしましても応募・推薦があって初めてその中から選考するということになりますので、あらかじめ各地域によくお知らせしておいて、応募・推薦をしていただくことが必要となると思っております。
議長	青年や女性も積極的に取り入れようということが、国の方針のようですが、その辺も考慮してやっていかなくちゃなんないと思うわけです。 認定農業者を半数は確保してくださいとのことなんですが、中には確保できない町村もあるときいている。
17番	できれば20代の認定農業者とか、新規就農者とかが入って、一番いいのは、第三者が入ろうが何しようが、組織が活性化して活発化して、町民に夢と希望と感動を与えて、俺がやるぞというリーダーシップのある方々が出てくれればいいんだが、その辺を考えた時にどうもちょっと弱いんだよなという感じがしている。
議長	そのほかご意見ございませんか。
2番	(平野恒二) 推薦と応募なんですが、農業委員について区域を指定しない。これ、いいかどうかについてはちょっと疑義のあるところなんですが。
事務局 (局長)	平野委員のお話の内容についても、これは制度として「区域をしていない。」ことになっているということですので、町が決めるものではござ

	いません。そういうことで、各地域から推薦・応募を出していただくというふうに持っていくしかないと、思ております。
17番	推進委員はこれでいいけれども、いわゆるブロックごとにやっていかないと、農業委員でやっている方々だって、長野の一男さんが折橋の担当で分からなくて困ったなんて実際出ているわけですから、土地勘があって地域事情が分かっている人をブロックごとに貼り付けたらそれは活性化してくるけど、農地パトロールといつてもぼたぼたぼた効率の悪いパトロールをやるようになっちゃうんじゃないかな、というのが懸念されるので、今発言させていただいたところです。
事務局 (局長)	現場の状況としては、そういう現実があろうかと思いますので、ぜひ土地勘のある方、そういう方を地域などから推薦・応募をしていただくように、全然関心のない方ではなく関心を持っている方を推薦していくだけ、あるいは意欲のある方が応募される、という方向で進めていきたいと考えております。
27番	誰が推薦するんですか。
事務局 (局長)	推薦は各地区、あるいは農事組合等の団体、その他町村の例によるといろいろあるようですが、農業者3人以上の推薦者がいればよいなどとなっていて、個人の応募も可能となっています。
	応募者、推薦者の中から定数の委員を任命することになります。応募推薦の無い方を任命することはできませんので、是非各地域から農業委員にふさわしいと思われる方を推薦していただくよう、お願いして行きたいと思っています。
27番	推薦と応募はどっちが優先するんですか。
事務局 (局長)	優先はありません。おそらくですが、地域に偏らないようにするとか、青年や女性の積極的登用ということはあるかと思っています。
27番	応募が全然ない場合はどうするんですか。
事務局 (局長)	そういうことにならないように、事前周知をしていきたいと思います。
28番	(渡部一男) 年齢制限はあるんですか。

事務局 (局長)	年齢制限はありません。
議長	他の町村の事例を見ると、区長さんからの推薦を受けているとか、いろいろあるようだが、形としては区長推薦のような形が一番いいのかなと思っています。 新しい体制で、軌道に乗るまではなかなか大変だとは思いますが。
議長	そのほかに、ありませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) それでは事務局案のとおり決定するということにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし。」の声があり。) はい、ありがとうございます。異議なしと認め、農業委員会としての考え方を事務局案のとおり決定することいたします。
議長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	※ (局長が資料に基づいて説明する。)
議長	その他について、事務局からお願ひします。
事務局 (局長)	(庁舎移転についての現状、農業委員活動報告について説明。)
議長	質問ありますか。
議長	(「ありません。」の声あり。) その他、皆さんから何かございますか。
議長	(「ありません。」の声あり。) なければ、閉会のことばをお願いいたします。
職務代理人者	※ (閉会のことば)

閉会 午後 2 時 50 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 29 年 6 月 13 日

議 長

20 番

21 番